

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめ（平成30年2月28日分）に対する本学の対応

平成 30 年 12 月 3 日
学 長 裁 定

観点ごとの分析に対する対応

観点A-29-1

教育者としての倫理を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・教職倫理は、現状において、教育実習から採用前の、3から4年次の期間においては、履修すべき授業科目として設置されておらず、複数の実践的科目を履修する中で必要に応じて教職倫理に関する事項が広く取り扱われるという位置づけとなっている。他方で、昨今のコンプライアンスの遵守、情報モラルをはじめ、教職倫理の重要性は高まっており、教育委員会で行う新採用研修等での扱いに任せるだけでなく、大学においても可能な限り、3、4年次において、有識者やケーススタディの活用など、学生が実践に即して理解を深めることができる機会を設けることが望ましい。

《本学の対応》

本学の教育課程は、1年次及び2年次に教員として共通に必要な素養を身につけるための必修科目が集中し、2年次から次第に専攻・分野に特有の科目が増加するという特徴を有する。このため入学後の早い段階で、教員養成3キャンパス共通に「倫理・人権」「情報機器の操作」「教職論」「基礎実習」「教育実習事前事後指導」「(幼・小・中・特・へき地のそれぞれで)教育実習Ⅰ」「教職実践演習」などを必修科目として開設し、これらの科目の中で教員の規範やコンプライアンス、情報モラル、子どもの人権にかかる知識理解が得られるようにしている。3年次後期以降は教員養成課程の全ての学生に共通な必修科目がほとんど設定されていないため、選択科目あるいは授業外の取り組みで現職教員の体験談に触れる機会の提供を行い、あるいは、特別支援教育におけるキャリア形成を考える講座の提供を行い、教員志望の学生の意欲の喚起や心構えの形成に取り組み、教育者としての倫理を身に付けることができるよう考慮した教育を行っている。

しかし、昨今、小中高等学校の教員による不祥事が数多く報道されている現実に鑑み、外部委員会からの指摘にもあるように、教育者としての倫理教育の一層の充実を行う必要があると考えている。上に述べたように、3年次後期以降では、共通に開設される必修科目はほぼないため、教育課程に組み入れることは難しいが、キャリアセンターが実施するキャリア支援講座や就職セミナー、教育委員会と共同開催している採用前ガイダンスや採用前研修、あるいは教職シンポジウムなどの各キャンパスが独自に実施している取り組みを通じて、教員としての職業倫理の一層の醸成に努めていきたい。

さらに、本学では、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」において、学生指導教員の指導内容等として「修学指導の一環として、生活の指導等を行い・・・」と定めている。今後、「学生指導教員サポートマニュアル」を改訂し、例えば、各学期の始めの学生の履修登録に指導・助言を行う機会を捉え、学生指導教員が定期的に倫理・人権に関わる指導を行うようにしていきたい。

観点A-29-2

新任教員として、今学校現場にある下記の課題をよく理解し取り組むことができる、実践的教育が行われているか。

- ・職務状況と業務改善（チーム学校への対応）
- ・コミュニティ・スクール
- ・外部との連携（適切な情報発信を含む）
- ・ガイドライン等に基づく適切な部活動指導
- ・教員の年齢構成のギャップ

《改善を要する点》

- ・コミュニティ・スクールの運営を柱とする地域連携や、学校マネジメント・学校組織の在り方は、近年の教育行政上の大きなテーマとなっている。これらの課題について、釧路校を除き、教育実習から採用前の、3、4年次の期間において、当該テーマを明示した授業科目は設置されておらず、複数の実践科目を履修する中で必要に応じて教育課題に関する事項が広く取り扱われるという位置づけとなっている。
- ・先述した教育課題の理解はこれからの教員にとって大変重要なポイントであり、教員養成課程3キャンパス共通の考え方のもと、授業で取り扱う必要があると考えられる。このため、今後、より一層の教育課程の改善・充実を図る観点から、釧路校における取り組みを参考としながら、札幌校、旭川校が全体として授業科目や授業内容の中で明示的に取り扱い、有識者や実践例の活用などを進めるなど、より一層の意識的な取組が求められる。

《本学の対応》

・チーム学校への対応及び外部との連携について

従来より、本学の教育課程では「教職論」「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」「教職実践演習」等の科目を通じて、学校の抱える今日的課題を理解させ、必要な取り組みを身につけられるカリキュラムを提供している。

「教職論」では、教職の意義と教員の職務内容、学校と教職に対する社会の期待について学ぶことを目標としている。現職教員からの具体的な職務内容についての講義とともに、キャンパスによってはスクールカウンセラーや弁護士など学校と連携する立場の人々から実情や課題を聴きそれについて話し合うことで、教職や外部との連携の具体的なイメージをつかむことができる。「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」では、学校及び教育活動を詳細に観察、記録することで教員の職務についての理解を深めることを目標としている。基礎実習先の管理職から業務の実態等について詳しい説明を受けることもあり、教師としての基本的知識や心構え及び教師の果たす役割を認識し意識を高めることができる内容となっている。また、へき地教育指導法やへき地教育論などはへき地校体験実習の受講条件となっているが、いずれも実際にコミュニティ・スクールやそれを目指す学校の参観、講師招聘を行いながら実施している。さらに、それぞれの環境における学校に応じたカリキュラム・マネジメントや学校経営に触れていることは言うまでもない。

教師の仕事全般にわたる理解を深め、使命や責任を確認し、他の教師との連携等について具体的に学習する機会をも提供している。「教職実践演習」では、他の教職員や保護者、地域との連携・協力する力をつけることはもとより、教職の特殊性を理解し、自らこれらの資質・能力の向上を重ねられるように目標が設定されている。

なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、平成31年度から各科目に含めることが必要な事項が追加された。その中に、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」の科目では「チーム学校への対応を含む」ことが求められ、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の科目では「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む」ことが求められている。本学でも、教員養成改革協議会の中で検討を行い、平成31年度以降入学生に対して、これらの事項を必修科目の中に取り入れることとしている。

・コミュニティ・スクールについて

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態のコミュニティ・スクールの運営や学校マネジメントには、校長、教頭といった管理職並びに、教育委員会の役割が大きい。しかし、北海道教育委員会の策定した「教員育成指標(スタンダード)」の求める教員像として「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」が掲げられており、養成段階における到達目標が「保護者や地域等との連携の重要性を理解している。」とされていること、また「教職課程コアカリキュラム」にも、「学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。」ことが求められている。養成段階であっても、保護者や地域等との連携や学校の教育課程全体をマネジメントすることの重要性を理解することは必要であり、本学の教育課程においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む科目の中で、取り扱っている。また教育フィールド研究や各種の教育実習を通して、その実態を学んでいる。

近年、コミュニティ・スクールの運営を柱とする地域連携や学校マネジメント・学校組織の在り方については、実際に運営を担う教育現場でも様々な課題が指摘されている。例えば、教員にとっては、地域の求めに応じて学校が地域を支援していこうとすると、多忙化に拍車をかけることになりかねない、また、児童・生徒にとっては、地域活動に取り組むこと自体は意義のあることであるが、児童・生徒の「やらされ感」をどう払拭するか、などである。本学では、様々な教育現場の実態に応じて学ぶことができるよう、複数の実践科目を履修する中で、必要に応じて教育課題に関する事項が広く取り扱われるようにするという位置づけをしている。このような状況の中、教員のライフステージを見すえて、それらに関わる内容を教員養成段階で何をどこまで行うのかをとらえる必要がある。

・部活動指導について

教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、小学校教員の33.5%、中学校教員の57.7%が週60時間以上勤務、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしているのが明らかとなった。土日の勤務時間については、平成18年度との比較で、勤務時間が増加しており、土日の勤務時間については、中学校において「部活動・クラブ活動」の時間が長いことなども明らかとなった。

このような勤務状況を改善するために、平成29年12月に中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を公表した。この「中間まとめ」を踏まえ、文部科学省は同年同月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、さらには、平成30年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」を発出している。この中で、学校における働き方改革のための環境整備として、各教育委員会に対し、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実、外部人材の活用、業務の効率化及び精選等を行うことを求めている。一方、中学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月、文部科学省)が指摘するように、「部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い」ことなども踏まえる必要がある。必修科目である特別活動の指導法や生徒指導の理論と方法ではこれらのことについて取り上げている。北海道教育委員会等と連携し、教育委員会等が取り組むべき方策、各学校が取り組むべき方策、各教員が担う業務の明確化・適正化を図るとともに、北海道教員育成指標で求めている事項を勘案しながら、本学としては適切な部活動の指導のあり方について教育内容を随時見直していきたい。

・授業科目の統一と特色化について

本学では教員養成課程3キャンパス共通に、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー:DP)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)を定め、教員養成を行っているが、キャンパスごとに特色を有している。例えば、釧路校では、主に小学校教員を養成し、旭川校では主に中学校教員の養成を行っている。学校種ごとの教職課程の特性が異なる

ため、それぞれのキャンパスで学生に身につけさせるべき資質が必ずしも一致していないのが現状である。しかし、教職課程の編成に当たり参考とすべき指針、すなわち、教職課程コアカリキュラムが策定されたため、教員養成3キャンパスでは、教職課程コアカリキュラムで指定されている科目については、可能な限り共通化に努めた。今後は、コアカリキュラム科目以外でも共通化を図ることができる科目については順次共通化を図っていきたい。

観点A-29-3

生活の乱れ、いじめ及び不登校にかかる生徒指導を実践できる基礎的な技術を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・担当教員に実際に生徒指導の現場の経験がない者がいることから、授業の中で現職教員等に講演してもらうなど、すべての学生が実践事例を理解しつつ生徒指導についての理解を深めることができるよう、一層の教育課程の工夫が求められる。

《本学の対応》

生徒指導の実践的な技量は、教員として身につけていなければならない基礎的な技術であり、本学では「教職論」「生徒指導・進路指導の理論と方法」「教育相談の理論と方法」等の必修科目に加え、選択科目などを通じて身につけられるカリキュラムを提供している。さらに教職実践演習では、全学共通で養成段階における生徒指導にかかわる資質・力量の保証を位置づけている。

「教職論」では、これからの教師に期待されるものとして「子どもたちとどう向き合うか」をテーマとし、日常生活の言動等からいじめの兆候を読み取り、重篤化する前に対処できるような技量を育成する教育を行っている。「生徒指導・進路指導の理論と方法（初等）」では、気になる子どもへの対応や「いじめ」の未然防止、起きたときの対応などについて、実践的な内容を例示しながら講義している。また、「生徒指導・進路指導の理論と方法（中等）」ではいわゆる「中1ギャップ」や思春期の問題行動として反抗や万引きへの対応、いじめ問題への取り組み、児童虐待、体罰について学ばせ、考えさせている。「教育相談の理論と方法」では、児童期の心理発達と心の問題についての理解、教育相談の技法や中学生・高校生の心身の発達といじめ・不登校などの不適応行動について理解させ、生徒の成長を支える教育相談の実践的な技法について学ばせる内容の講義を行っている。

多くの科目では、講義の全部ないしは一部を小中高等学校の教員が担当しているものの、外部委員の指摘のように、臨床的な経験のない大学教員が担当している科目も一部見られる。一方で、平成29年度に実施した本学の「学生生活等実態調査」の報告書によれば、「ほとんどの現職教員は『自身の経験に基づいた』授業しか行っていない。そこには、客観性がなく、(中略)ほかの学校や学級でうまくいく保証はどこにもない」といった批判もある。このことは一方で教員養成段階において、複雑に絡み合う関係の中で行われる生徒指導を学ぶことの難しさを示しているともいえる。一定の技法を学ぶだけで無く、それを支える教師としての資質は現職教員の間でも課題となっている。現場の課題に柔軟に、かつ、適切に対応できる教員を育成するために、教員養成段階で何をどこまで教育していくかを明らかにしていくことが今後の課題である。

本学の教員養成課程3キャンパスに所属する教員のうち、小中高等学校での常勤教員としての経験を有する者が3分の1を占める。これらの中には、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定に基づく人事交流教員も多数着任していることから、今後、これらの教員の経験を生かすとともに、さらには北海道教育委員会や札幌市教育委員会と連携し、いじめや不登校に係る先進的な取り組みを行っている公立小中学校の教員を本学の実地指導講師として招くなどして、実践事例を踏まえながら生徒指導についての理解を深められるよう改善を図りたい。

観点A-29-4

実践力ある初任教員の養成のために、学校現場の課題（観点 A-29-1～3 を含む） に向かい合った教育実習を構築できているか。また、教育実習の前後を通じてこれらの課題へ対応できる資質、課題の理解及び指導技術の向上を継続しているか。

《改善を要する点》

- ・実習を通じて学生がどのような成長をしているかについて、個々の学生や指導教官が実際の進路指導等にあって活用しているが、教育実習にどのような教育効果があるか、また、教育実習前後を通して、どのように学生が成長していくについて、大学としてどこまで分析ができているか不明確である。このため、ステップアップ・チェックリストの結果について、組織として共有を図り、成果を蓄積し、教育課程を改善していくためのエビデンスとして用いるなど教育内容の改善・工夫のための仕組みが必要ではないか。
- ・また、ステップアップ・チェックリストの結果について、実習校に共有・報告をするような仕組みがあると、実習校にとっても学生が現場でどのような力を伸ばしたいと考えているのかがわかることから、実習プログラムの改善を図ることが可能となる。また、大学からより丁寧なフィードバックがあれば、実習校にとっても、次年度も学生を受け入れていく意欲につながっていくものと考えられる。
- ・教育実習について、ともすると、すべての新しい課題等が、教育実習を通じて学習することを求められる傾向があるが、授業での指導方法をしっかり学ぶという本来の趣旨に即して、教育実習を通じて学ぶべき内容、実践科目の履修を通じて学ぶ内容等について整理する必要があるのではないか。
- ・学校臨床研究、教育実習、卒業論文等の実践系科目について、カリキュラム上の関係性が不明確であり、実践系科目から卒業論文の作成に至るカリキュラムや習得した知識が有機的につながっているとは言いがたい。四年間で学習する内容を踏まえ、学生に参考文献を指示し、教員が相互に授業の情報共有を行ったり、相互の授業の関連性を認識することは重要であると考えられる。
- ・そもそも、大学の単位制度においては、大学生が教室で単に授業を受けるだけでなく、教室外で自主的な学習を行うことを促すことが求められている。単位認定において、授業以外での学習が前提となっている以上、学生が事前・事後に学習すべき内容を指示することや、このような学習をサポートするような仕組みを大学として構築することは重要ではないかと考えられる。
- ・以上述べた取組を通して、教育課程をより体系的なものにしていくための一層の工夫が求められる。

《本学の対応》

・教育実習について

本学の教員養成課程を有する3キャンパスは附属小・中学校を、旭川校ではこれらに加えて附属幼稚園を擁するが、附属校園のみでは教育実習生全体を受け入れることが難しい状況にある。このため、キャンパス所在地近隣の公立小・中学校等に教育実習生の受け入れ協力を要請しているが、教育実習生を受け入れるか否かは各学校の判断に委ねられている。近年、公立

小・中学校の教員は非常に多忙になってきており、時間的・精神的なゆとりがなくなってきている。このような状況にありながら、学校関係者は社会的な使命を感じて教育実習生を受け入れているのが現状である。このような状況の中、実習協力校に対して多くを求めることは困難ではあるが、実践力のある教員養成を目指し、連携協力校との意見交換を密に行い、実習のあり方を見直していきたい。

平成29年12月に策定された「北海道における『教員育成指標』」にはキャリアステージ毎に求められる資質・能力が記載されており、「初任段階」に求められる資質・能力は「養成段階」に比し、より高度なものとなっている。このことは、「採用前ガイダンス」や「新採用教員研修」、あるいはOJTを通じて高度化が図られることを意味している。今後、大学の役割と北海道教育委員会等の役割について、また、両者の連携・協力のあり方について密に意見交換を行っていきたい。

現在、特に旭川地区では、中学校での教育実習の受け入れ校が絶対的に不足しており、平成31年度には全実習生のおよそ2割にあたる60名程度が母校実習に頼らざるを得ない状況にある。母校実習の場合、学生の所属するキャンパスから遠隔地の場合が多く、実習期間を通じて学生指導教員による細やかな指導が行えない現実がある。教育実習受け入れ校の拡大について、本学としても努力しているが限界があるため、教育委員会と改善に向けた協議を行いたい。また、北海道教員育成協議会では今後平成34年度から36年度にかけて教育実習の内容面の充実を検討する計画案があるので、これに呼応し、連携することで、本学の教育実習も見直していきたい。

・ステップアップ・チェックリストについて

「北海道における『教員育成指標』」が策定されたことを受け、本学では卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー：DP)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー：CP)の改訂作業を行っている。これに伴い、今後ステップアップ・チェックリストの内容を見直す予定である。

大学における教育の質を保証するために、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」等が認証評価の対象とされることとなった。本学としては、教育の質保証を行うために、学生の学習成果を把握する必要があるため、その一手段としてステップアップ・チェックリスト等を利用する方向で検討を進めたい。

・教育課程の体系化と単位の実質化について

本学では、平成27年度に向けた教育課程改革の際、授業科目の科目区分とその目的を明確にするとともに、教育課程の構造図を提示し、科目間の系統性、往還性を示してきた。しかし、相互の授業の関連性が見えにくいとの指摘があるため、改善に向けて検討を行っている。本学の教員養成改革協議会の中で、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングの導入について検討を行っており、科目間ないしは科目群間の関係性、体系性、順次性の明確化を目指している。また、シラバスの中に、関連する科目の記入欄を設け、事前あるいは事後に履修すべき科目を記載できるように改善を図っている。

上でも述べたが、現在CPの見直しを行っているところであり、「教育課程の実施の方針」の中で、シラバスに含めるべき項目「授業計画」の中に「事前・事後の学習を含む」ことを求め、単位の实質化に努める。

観点B-29-1

学校現場の調査により学校現場にある種々の課題を明らかにし、課題に対応した現職研修プログラム等の研究や開発が行われているか。また、現職研修等への支援が行われているか。

《改善を要する点》

- ・各キャンパスにおいて、現職教員の支援を意識した取組が一定数なされているものの、大学総体として、学校現場を課題とした研究や教育現場への成果の還元を意図した取組について、教員養成系大学として相当数の教員が積極的に現場と向き合うような、統一した方針・姿勢が求められる。
- ・教育委員会や PTA などの立場で見た場合、教育大学の人的資源等が活用しにくい現状にある。このため、大学として今後一層、地域との連携を促進するような仕組みを導入することが求められる。
- ・大学が、現職・退職教員と研究者の間の「意見交流」「共同研究」を促進し、現職教員に活用される場となっていくことで、現職教員の再教育拠点として活用されることにならっていくものと思われる。

《本学の対応》

平成29年8月に公表された国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」の中で、「国立教員養成大学・学部と教育委員会との間の教員研修の体系化における連携の度合いは必ずしも強くない」と指摘されている。本学と北海道教育委員会あるいは札幌市教育委員会との連携においても、これまで社会教育主事講習・免許更新講習・教員免許認定講習・道教委を含む四者協議会・学校図書館司書講習等での連携があったが、それら以外の分野では必ずしも強い連携があったわけではない。そこで本学では、教育委員会等と連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成30年4月に設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、大学戦略本部の中に研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを設置した。これまでに北海道教育委員会との協議のもと「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と本学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。さらに、各キャンパスとキャンパス所在地の各教育局との連携を強化するため、地域連携推進室から各キャンパスに対し、教育行政施策、教育実習・教育実践機会などの7点の施策について、各教育局と協議の機会を持つように指示しているところである。

本学では、これまでも教員養成3キャンパスの英語教育担当教員が連携し、現職教員を対象に「小学校英語育」の実施をサポートする取り組みを、また、特別支援教育担当教員が連携し、特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受ける等して学校支援及び教員の資質向上に関する取り組みを行っている。本学には、この他にも蓄積している研究・教育資源があるが、その成果を還元する取り組みが必ずしも十分ではなかった。そこで、研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを中心に、学校現場にある種々の課題を把握するとともに研究成果の還元を行う体制の整備を進めている。例えば、教育委員会の開催する研修プログラムの内容検討や講師選定等の一助とするため、本学教員の研究テーマ、著書・学術論文、研究発表・講演、社会における活動などを掲載した「研究者総覧（別冊）」の冊子（全724頁）とPDFファイル（CD-ROM）を作成し、道教委に提供している。

本道でも平成35年以降に大量退職・大量採用の時期を迎えることに伴い、年齢構成・経験年数の不均衡が生じ、経験豊富な中堅・ベテラン教員から若手教員への知識・技能の伝承が難しくなることが懸念されている。今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること及び日常的に学び合う校内研修の充実に取り組むことが求められる。このような課題意識を共有し、「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方についても協議を開始した。

すでに教育局と独自に連携して研修講座を学校現場で実施しているキャンパスもある。例え

ば釧路校では、テクニカルサポート事業を釧路教育局と連携して進めており、学校現場からは大変好評を博している。また、各教育局が開催している講座において、各キャンパスの教員が関わっている講座も少なくなく、これらの取り組みを組織的な連携・協力事業に発展させることができれば、双方に互恵的・互換的な研修講座を充実させることができる。この点についても協議を行いたい。

II 今回の点検及び評価のまとめ

このたびの点検及び評価は、学長からの要請である実践的教員養成の状況と現職研修プログラムの参画に基づき、今の学校現場が新任教員に求める、備えておいてほしい資質の養成、課題の理解及び指導技術の養成並びに学校現場の課題の発見と対応をテーマとして観点を設定し実施した。その結果の総括は以下とおりである。

1) 授業・教育課程

- ・実践系科目を中心とする教育課程について確認を行ったところ、実践力の育成に向けて、全学統一された方針のもとに系統的に編成されており、個々の観点にある力について、履修していく中で身に付けることができるよう、考慮された教育が行われている。
- ・今後、より一層、組織的な授業・教育課程の開発を進めるとともに、限られた修得単位数・授業時間の中で、様々な学校現場の課題に対応できる力を身に付けさせることには制約があるので、今の学校現場の課題の十分な分析のもとに教育内容を精選し、効果的に授業科目に配置することや、授業外での課題の指示や参考文献の活用、学生の自習を支援する仕組みの整備や、1～4年次における授業科目の相互の内容の関連づけなどを行い、学生の教育の充実・改善の取組の必要があると考えられる。
- ・また、教育実習を通じて主に学習すべき内容とそれ以外の実践系科目を通じて主に学習すべき内容について整理することも必要である。

《本学の対応》

平成29年度に本学内に設置した教員養成改革協議会の各チームで、平成31年度からの教育課程での実施に向けて、教育内容・科目の精選、自学自習の推進、科目間の連携・体系性の可視化に向け、シラバスの記載内容、科目ナンバリングの付与方針、専攻単位でのカリキュラム・ソリーの作成方針について検討を行っているところである。

また、平成31年度末までに、教育の質保証に向けたアセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取り組みを恒常化するためのPDCAサイクルを確立する方向で検討を進めている。

2) 養成する人材像

- ・実践的指導力を備えた教員養成を共通の目標とし教育課程を教員養成課程3 キャンパスごとに編成している中で、観点A-29-4にある教育実習の前後での学びの考え方に違いが見られた。特に釧路校では学校現場での学びに重点を置いていることが伺える。このような現状を踏まえ、今後、教員養成課程3 キャンパスにおいて実践的指導力について統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を再検証する必要があると考えられた。

《本学の対応》

上で述べたように、アセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取り組みの検証を行い、統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を整理し、実践力の高い教員の養成を目指していきたい。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・一定数の教員が、現職教員の研修等に参画し地域に貢献していることが伺える。今後この活動を大学としてマネジメントし、教育委員会・学校と連携し、優れた研修プログラムの創出と実践に努める必要があると考えられる。
- ・大学として、現職教員の再教育の場としての機能を高めるためには、大学に学校現場の課題解決のための学術知・実践知が集積されるとともに、学校現場がその知を活用できるような仕組みが必要である。たとえば、学校現場を研究フィールドとして得た研究成果を、大学の出版物やホームページの積極的な活用によって発信することに加え、行政や現職及び退職教員等と協力して、シンポジウムや学会を開催する他、行政や現職教員等と共同してジャーナルで研究発表するなどの成果発信の取組を進めることなどにより、現職教員・教育委員会・PTAなどへ、広く情報・教材等を提供する仕組みを構築する必要があると考えられる。

《本学の対応》

現職教員の再教育に資する研究に関しては、本学の第3期（H28～33）中期目標にも掲げており、学校現場の課題解決に資する研究を重点的に支援し、その研究成果を学校現場等に発信することとしている。その研究成果は、本学のWebサイト（重点的に支援する研究プロジェクトを紹介する学術研究ページ、本学の教員を紹介する研究者総覧、大学紀要や研究成果報告書を紹介する学術リポジトリ）で積極的に発信している。また、個別の研究プロジェクトでは、専用のWebサイトを作成し、情報の共有や発信を行うものもある。今後は、研究成果を現職教員などが享受しやすいように、研究成果のポータルサイトなどを構築していくことを計画している。また、現職教員には、その成果が、様々な媒体を通して直接届くように工夫している。算数・数学教育プロジェクトでは、本学の研究プロジェクトで作成した授業案の冊子を配布、特別支援教育プロジェクトでは、教材・素材等の電子媒体で提供、理科教育プロジェクト（札幌）では、本学教員が教材を作成し、教員採用前研修活用し、現職教員などの講師と共有する試みも行っている。

今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること等が求められることから、本学と北海道教育委員会の協議の下、開催している「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方について協議していきたい。

また、アクティブ・ラーニング、コミュニティ・スクール、カリキュラム・マネジメント、インクルーシブ教育などの新しい学習指導要領の理念に基づき、新しい教育活動の理念と方法を研修することも不可欠である。これらの新しい指導方法は、まだ実践的には未確立であるため、大学の理念的な方向性と学校現場の実践的な方向性が融合させながら、開発を進めていくことが重要になる。これらについても、北海道教育委員会・北海道立教育研究所と連携して、推進していけるよう協議していきたい。

以上